

I 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

本計画は、滝川市障がい者計画の基本理念「ノーマライゼーション思想が浸透した社会の実現」を踏まえ、障がい者等が地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、生活の実態を把握した上で、必要とされるサービス量の適切な見込みを行うとともに、サービス提供体制を計画的に確保していくために定めるものです。

2. 計画の体系及び位置付け

本計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）第88条第1項に基づき、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供に関する具体的体制づくりやサービス等を確保するための方策等を示すための実施計画（市町村障害福祉計画）として策定するもので、障害者基本法第11条第3項に基づき策定された本市の基本計画である「滝川市障がい者計画」の中で、生活支援等における3年間の実施計画と位置付けられるものです。

また、本計画は、「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年厚生労働省告示第395号、最終改正平成26年厚生労働省告示第231号）、「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」（平成21年厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知第0108001号）並びに北海道が示した「第4期障がい福祉計画作成指針」を踏まえて策定しています。

また、「第2期北海道障がい者基本計画（平成25～34年度）」及び「第4期北海道障がい福祉計画（平成27～29年度）」と連携しているほか、「滝川市総合計画」の個別計画として位置付け、「滝川市障がい者計画（平成25～29年度）」と併せて障がい者福祉施策の具体的な事業計画の指針として策定します。

更に、児童福祉法により支援が展開されている障害児通所支援及び障害児相談支援についても障がい児を支援する体制を確保するため、合わせて計画を策定いたします。

3. 計画の期間

障がい福祉計画は3年間を計画期間として策定します。平成18年度から平成20年度までを計画期間とする「第1期計画」及び平成21年度から平成23年度までを計画期間とする「第2期計画」では障害者自立支援法に基づく制度への対応、特に新体系移行が完了する平成23年度末に向けて数値目標を設定しサービス見込量等を定めました。

また、平成24年度から平成26年度までを計画期間とする「第3期計画」においてはそれまでの児童デイサービスが児童福祉法で新たに障害児通所支援等の事業展開になったほか、重症心身障がい者施設入所者等の日中活動が療養介護として新たに市町村が実施機関になる等、制度改正による環境の下でサービス見込量やその確保、方策等について計画を策定しました。

今回の第4期滝川市障がい福祉計画では、平成27年度から平成29年度までの3年間の計画期間となり、今まで進められてきた福祉サービスの整備状況や利用状況を見極めながら、障がいのある方個々の支援体制づくりの充実、強化が図られるよう、また相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目ざし、サービス見込量やその確保、方策等について計画を策定します。

なお、第4期障がい福祉計画期間中に関係法令の見直し等が行われ、それに伴い策定された計画の見直しが必要となった場合は、必要に応じて本計画の見直しを行います。

4. 計画策定の体制

障がい福祉計画の策定にあたっては、障がい者団体等を始め、事業者及び雇用、教育、医療その他の幅広い分野にわたる関係者の意見を反映したものとするため、「滝川市保健医療福祉推進市民会議」を計画策定の総括機関と位置付けて計画案の諮問を行うとともに、障がい者団体、社会福祉団体、障がい福祉サービス事業所等で構成する障がい福祉計画策定委員会において、計画素案に係る専門的な意見の聴取及び検討を行いました。

市民会議に配布した資料や開催内容の要旨については、滝川市公式ホームページにて公開いたします。